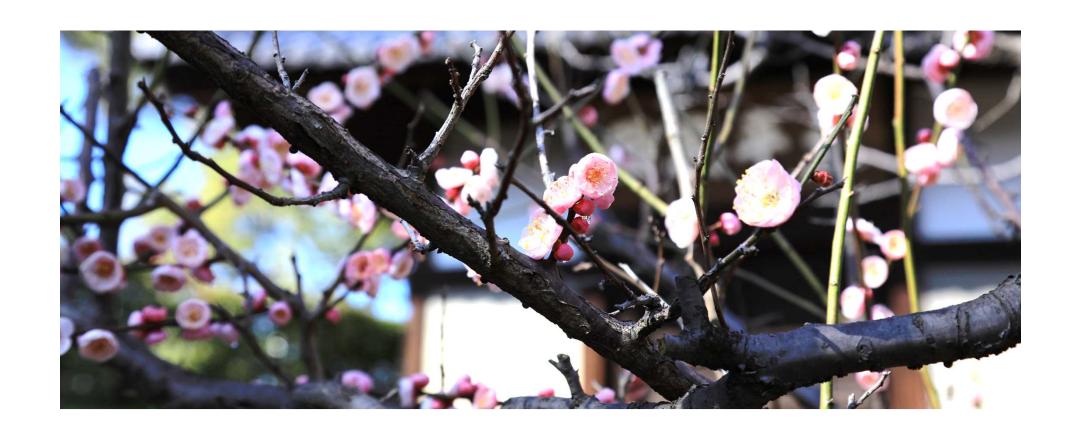


令和2年度 第3回 久留米市国民健康保険運営協議会

日時: 令和3年1月28日(木)13時30分

場所: 久留米市役所 2階 くるみホール



3 諮問事項説明



今回福岡県から提示されたもの

①納付金

県が医療費や所得水準に 応じて決定した金額を、 市町村が県に納めるもの。

②標準保険料率

各市町村が納付金を納めるために必要な保険料の料率で、都道府県が標準的なルールにより示すもの。

<u>他市町村と比較するための</u> 参考指標

令和3年度の納付金(本算定)

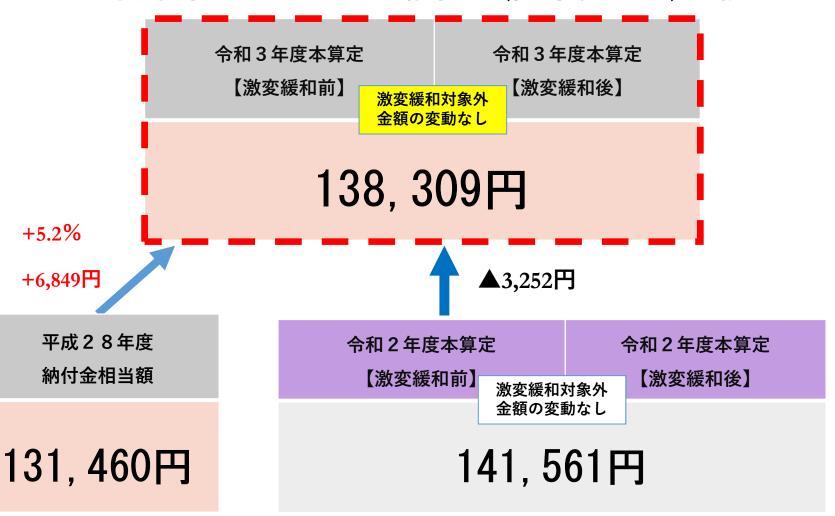


納付金 89.6億円(▲2.6億円)

※ 令和2年度納付金:92.2億円

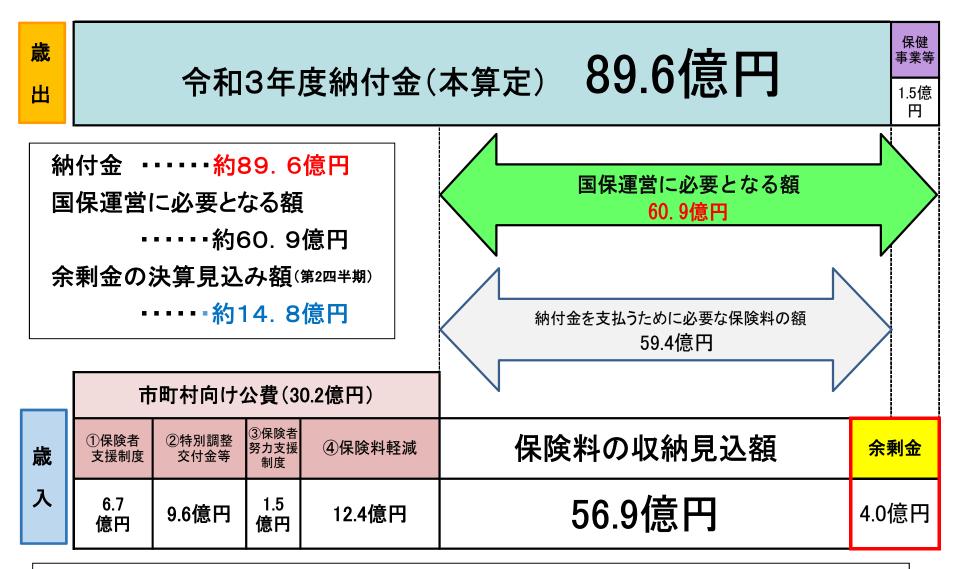
- ・県が医療費の見込みを「新型コロナウイルス感染症の影響 による受診控え等を反映した推計方法」に見直したため、納 付金が減少する結果となった。
- ・仮置きとなっていた数値については、仮算定時点より増と なった。

久留米市の一人あたり納付金(前年度との)比較



(1)令和3年度国民健康保険事業費納付金·標準保険料率の本算定結果について 福岡県内市町村の一人あたり納付金状況(本算定)

番号	市町村名	激変緩 和対象	H28納付金相当額	R3納付金額 (推計) (激変緩和前)	B/A (%)	激変緩 和対象	順 位	R3納付金額 (推計) (激変緩和後)	激変緩和措置後
			A (円)	B (円)				C (円)	C/A(%)
	県平均	21	128,160	135,130	105.4	21		134,590	105.0
1	Α	0	132,839	153,638	115.7	0	9	146,387	110.2
2	В	0	128,751	151,270	117.5	0	11	141,883	110.2
3	С	0	133,122	151,189	113.6	0	8	146,700	110.2
4	D		141,284	150,025	106.2		1	150,025	106.2
5	Е		141,590	149,593	105.7		2	149,593	105.7
6	F		136,232	148,535	109.0		3	148,535	109.0
7	G	0	134,398	148,141	110.2	0	4	148,106	110.2
19	I		127,347	138,427	108.7		14	138,427	108.7
20	久留米市		131,460	138,309	105.2		15	138,309	105.2
21	J	0	121,008	136,626	112.9	0	27	133,349	110.2
		!							
58	Х		124,511	109,779	88.2		57	109,779	88.2
59	Y	0	95,196	107,435	112.9	0	60	104,905	110.2
60	Z		117,302	106,761	91.0		59	106,761	91.0



余剰金を活用することで令和3年度は財政収支を整えることが可能。

⇒現在の保険料水準でも運営可能

歳出が歳入を上回っているため、**余剰金がなかった場合は赤字。**

令和3年度 標準保険料率

①福岡県内の標準保険料率(2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.39%	2.66%	2.63%
均等割	43,300円	15,195円	18,940円

②久留米市の標準保険料率(3方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.42%	2.63%	2.62%
均等割	26,862円	9,301円	11,738円
平等割	28,511円	9,872円	9,252円

③久留米市の標準保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	8.73%	3.05%	2.66%
均等割	26,789円	9,080円	19,630円
平等割	21,790円	7,719円	-

【参考】久留米市の現行保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	9.37%	2.66%	2.11%
均等割	27,200円	7,500円	14,700円
平等割	22,200円	6,400円	-

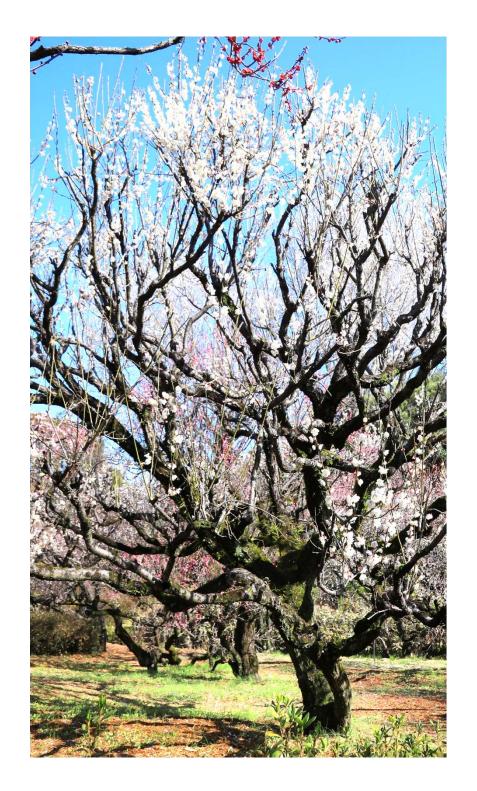


(2) 令和3年度保険料に関する制度改正について

(2) 令和3年度保険料に関する制度改正について

保険料に関する制度改正は 予定されていません。

- ① 国民健康保険料賦課限度額
 - → 変更なし
- ② 国民健康保険料の軽減対象の所得基準額
 - → 変更なし



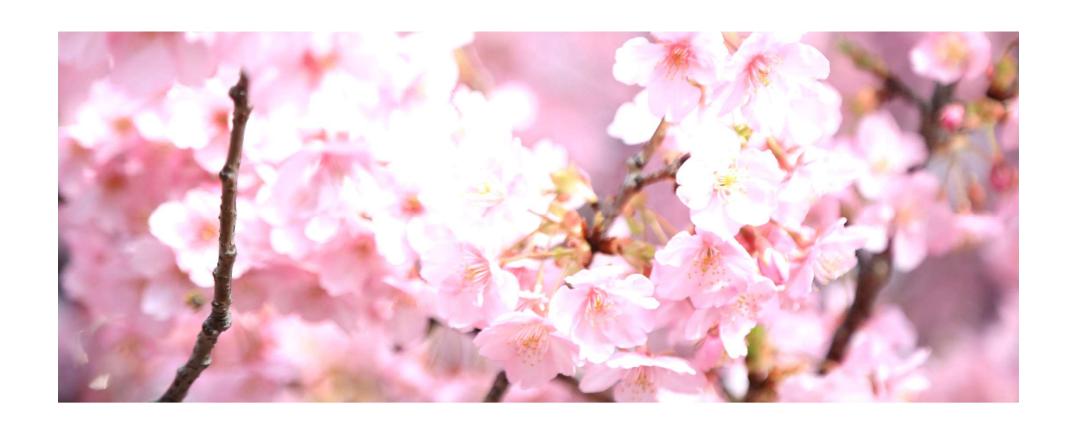
(3)令和3年度久留米市 国民健康保険料率等 について(諮問内容)

(3)令和3年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容)

- ①医療給付費分(基礎賦課分)、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- ②賦課限度額については、国の基準とする。

【参考】

- ・医療給付費分(基礎賦課分)
 - 「630,000円」で据え置き
- ・後期高齢者支援金等分
 - 「190,000円」で据え置き
- ・介護納付金分
 - 「170,000円」で据え置き



4 審議

(1)令和3年度久留米市国民健康保険料率等の 諮問について

諮問に対するご意見

(2) 答申の附帯意見について

答申に、委員からの意見や要望等を付けることができます。

【参考】前回(令和元年度)の附帯意見

(1)国民健康保険事業費納付金について

納付金が上昇する場合は、制度上、保険料率に影響が出るため、被保険者に急激な負担の増加が生じることのないよう、国や県に財政措置や安定した制度の構築を求めるほか、市においても様々な検討を行い、慎重に対応すること。

(2)国民健康保険事業特別会計の運営について

増大する医療費を抑制するためにも、医療費の分析を行うこと。その分析結果に基づき、被保険者の後期高齢者医療制度への移行を見据え、健康増進や疾病予防の取り組みを積極的に進めること。様々な保険料収入確保の取り組みにより平成30年度保険料の収納率は、94.8%と高い水準にある。今後も収納率の向上を目指し、負担の公平性などの観点からも、引き続き収納対策の強化を図ること。

(3)保険料水準の均一化に向けて

県内の保険料水準の均一化を早期に実現するために、県へ要望・働きかけを 行うこと。



5 その他

答申について

【答申】

日 時 : 令和3年2月8日(月)16:30~

会 場 : 市長応接室

内 容 : 諮問に対する答申